



埼玉県報

第296号
令和4年(2022年)
3月22日
火曜日

目次

規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）
- 外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「試験施行について、必要な事項は」を「試験の施行に関して必要な事項は、知事が」に改める。

第二十七条第一項中「氏名」を「受験番号」に改め、「本人に」の下に「合格した旨を」を加える。

第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第一号の二様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

第一号の三様式中「㊦」を削る。

第二号の三様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

4 本籍の記載のある住民票の写しを添えてください。

第二号の四様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

注意事項

1 「一般欄及び汚損欄」は該当する方を○で囲んでください。

2 講習受講履歴記載希望欄は該当するものを○で囲んでください。

3 免許証又は免許証明書を汚損した場合は、その免許証又は免許証明書の写しを添えてください。（原本持参）

4 紛失した後、免許証又は免許証明書を発見したときは、発見した日から十日以内にこれを返納してください。

第四号様式の注意事項中3を5とし、2を4とし、1を3とし、同様式の注意事

項1及び2として次のように加える。

- 1 木造縁欄は該当する方を○で囲んでください。
- 2 鉄骨縁欄は該当するものを○で囲んでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在

でんきち 入間店

ロゼヤースマート 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）でんきち 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

（変更後）でんきち 入間店

ロゼヤースマート 入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号 外 未定

（変更後）株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

ハ 変更年月日

令和四年三月十六日

ニ 届出年月日

令和四年三月十一日

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダデンキテックランド東松山店

埼玉県東松山市山崎町一番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヤマダ電機テックランド東松山店

埼玉県東松山市山崎町一番六外

（変更後）ヤマダデンキテックランド東松山店

埼玉県東松山市山崎町一番六外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

（変更後）株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林辰夫

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和四年三月十一日

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダデンキテックランド東松山店

埼玉県東松山市山崎町一番六外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 一一一台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 四九台

（変更後）第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 八一台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前九時三十分から午後九時三十分

第二駐車場 午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）第一駐車場 午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年十一月十二日

ニ 届出年月日

令和四年三月十一日

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県白岡市新白岡三丁目五十一一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗面積が五百平方メートル以上の小売店営業は、埼玉県生活環境保全条例において、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために夜間営業及び音響機器の使用について制限をしています。区域区分としては第一種住居地域に該当するため、夜間の営業（午後十時から翌日午前六時）の規制基準値は四十五デシベルです。

やむを得ず深夜（午後十一時から翌日の午前六時）営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、条例で禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

- (1)カラオケ装置
- (2)ステレオカセットその他の音声機器
- (3)拡声装置
- (4)録音・再生装置
- (5)有線ラジオ放送装置
- (6)楽器

近隣の生活環境に配慮をはかり、苦情等問題が生じた場合には誠意をもって対応してください

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

早朝や夜間における騒音、排気については、特に近隣住民への配慮をお願いします。また、住民説明会の開催をお願いいたします。

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入曾店

埼玉県狭山市水野字月見四百六十三―一、四百六十三―三、四百七十二

―一、四百七十五―一、四百八十二―一、四百八十二―三以上六筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 有限会社月見野不動産管理開発 代表取締役 水越勝洋

埼玉県狭山市大字水野四百七十四番

（変更後） 有限会社月見野不動産管理開発 代表取締役 水越恵美

埼玉県狭山市大字水野四百七十四番

ハ 変更年月日

平成二十七年一月一日

ニ 届出年月日

令和四年二月二十二日

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

川口市から川口市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

| | |
|--|----------------|
| <p>東京所沢線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>所沢市松が丘一丁目九〇番二地先から同市大字久米字竹ノ花一七一五番三地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和四年三月二十三日午前 十時</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十五年三月二十六日 付け埼玉県川越県土整備事務所 所長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。 延長四一五・五四メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

| | |
|---|----------------|
| <p>東京所沢線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>所沢市大字久米字田島二一一七番一 地先から同市大字久米字田島二一六 五番二二地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和四年三月二十三日午前 十時</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十五年三月二十六日 付け埼玉県川越県土整備事務 所長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。 延長一〇七・七六メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年三月四日

指令川建セ第〇三〇〇三一号

二 検査済証番号

令和四年三月十六日

川建セ第〇三〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字諏訪千四百七十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野千四百八十四番地

加藤 章容

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年三月二十二日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年三月二十二日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで